



支援学級等就学奨励費制度



援助を受けることができる方

- 茨木市立小中学校の支援学級に在籍および他校通級（「ことばの教室」等）をしている児童生徒の保護者の方。



申請のしかた

申請の方法

学校に申し出てください。

申請用紙をお渡ししますので、必要事項を記入の上、学校まで提出してください。

※就学援助制度も併せて申請できます。

ただし、就学援助制度で認定になった場合は、下記援助費目の内、通学費・交流学习交通費・他校通級交通費のみの援助となります。

申請の時期

平成29年5月11日（木）～5月31日（水）

（ただし、土・日曜日、祝日等の学校休業日を除く）

認定されますと4月分から援助されます。

以後の受付は、随時行いますが申請月からの援助となりますので御注意ください。



援助費目

※保護者の所得額によって、援助の費目が異なります。

- | | |
|-----------|------------------|
| ● 学校給食費 | ● 通学費（他校通級交通費含む） |
| ● 交流学习交通費 | ● 修学旅行費 |
| ● 校外活動費 | ● 野外活動費（交通費） |
| ● 学用品等購入費 | ● 新入学児童生徒学用品費 |
| ● 体育実技用具費 | |

くわしくは、下記にお問い合わせください。

- **小中学校の就学援助事務担当者**
- **茨木市教育委員会 教育総務部**
学務課 学事係（市役所南館6階）
電 話 620-1684（直通）